

1. マイナンバー提出のお願い

会社（会社からマイナンバー収集を委託された業者を含む）からマイナンバーの提出を求められた方は、速やかに提出してください。

現在未提出で督促を受けている方や、（再提出の場合を含め）今後提出を求められた方は、依頼された提出方法に従い、指定された送り先に速やかに提出してください。

健康保険法施行規則が改正され、2023年6月から会社はマイナンバーを記載した届出書を健康保険組合に提出する義務があることが明文化されました。また、会社は、健保組合への届出に関し、

被保険者に対し個人番号（マイナンバー）の提出を求め、又は必要事項に係る事実を確認することができることと明記されました。なお、健康保険組合は、届けられた加入者の資格情報を医療機関が確認できるように情報連携することが義務化されています。

正確な情報連携にはマイナンバーが必要です。

2. 新しい保険証を受け取ったら、古い保険証はすぐに返却してください

就職や転職後、古い保険証を発行元に返却し忘れていらっしゃる方がいらっしゃいます。

トラブルの原因となりますので速やかに返却してください。

（例）扶養されていた家族が就職し、新しい保険証をもらったが、旧保険証を返却していなかったなど

3. マイナンバーカードの保険証利用に関するお知らせ

マイナンバーカードの保険証利用をされる方は、念のため健康保険証もご持参されることをお勧めします。

マイナンバーカードを持っていても情報連携ができていない場合、保険証としては使えません。

病院がオンラインで患者の保険証資格情報を照会した際、「資格なし」と表示されます。

そのため、医療費全額の窓口支払いを求められることがあります。

この場合、健康保険証があれば保険医療が適用されるので、医療費の10割全額を請求されることはありません。

病院がマイナンバーカードで資格確認を行なうためには、健保組合へ個人番号（マイナンバー）が提出されていることと、健保組合が資格情報を登録連携していることが必要です。

健保組合が登録連携した資格情報は、マイナンバーカードを取得していれば、マイナポータルで登録完了の確認ができます。